

第6次焼津市総合計画策定方針



平成28年3月

焼津市未来創造部政策企画課

第6次焼津市総合計画策定方針

1 策定の背景

本市では、平成23年3月に合併後、最初となる第5次総合計画を策定してから5年が経過しようとしている。

この間、平成23年5月の地方自治法の改正により、「基本構想の策定」と「議会における基本構想の議決義務」が廃止されたことをはじめ、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成27年度からの「後期基本計画」を1年前倒しして策定したこと、さらに、平成27年10月には、急速に進む少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「焼津未来創生総合戦略」を策定し、総合計画のリーディングプロジェクトとして、将来目指すべき目標人口を設定し、これを実現するための施策及び事業を推進することとなったことなど、第5次総合計画策定後、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、総合計画に更なる自主性や独自性を高めることが求められている。

2 策定の趣旨

地方自治体を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化と人口減少、公共施設の老朽化による更新時期を一斉にむかえることへの対応に対し、地方分権や地方創生の推進に向けて大きく変化している。

このような動向を総合的に捉える中で、社会・経済情勢の変化に「スピード感を持って対応できる柔軟な市政運営」が求められていること、そして、地方創生を背景に本市が目指す新たな将来像や目標を定め、その実現に向けて市民や事業者（以下「市民等」という。）、市が相互協力・連携のもとで、「より魅力あるまちづくり」を進める必要があるため、「第6次焼津市総合計画」を策定することとする。

なお、昨年12月に設置した有識者や市民で構成する「次期焼津市総合計画あり方検討会議」からは、「地方自治体には、あらゆる環境変化にも対応できる効率的で柔軟な市政運営が求められることから、次期総合計画については、市長の任期と計画策定期間を連動させることで、効果的で効率的な市政運営へとつなげていくことが可能になる」との提言を受けており、この提言を踏まえて、第6次焼津市総合計画は平成28年度、平成29年度の2ケ年で策定を進め、平成30年度からスタートさせることとする。

3 計画の名称

「第6次焼津市総合計画（以下「第6次総合計画」）」とする。

4 計画の位置づけ

焼津市自治基本条例第21条に基づく。

5 第6次総合計画の策定にあたっての基本的な考え方

総合計画は、市政運営の指針であるとともに、市民、事業者など様々な主体との共通の活動指針とするため、簡素で分かりやすい内容や表現でまとめることとする。

(1) 社会・経済情勢の変化に対応できる戦略性のある計画

新たな社会・経済情勢の変化とともに、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市長の市政運営の方針を反映した戦略性のある計画とする。

(2) 行政評価と予算が連動した実効性のある計画

厳しい財政状況の中で、成果重視の行政経営を推進するため、これまで取り組んでいる行政評価の手法を活用し、評価と予算が連動した実効性のある計画とする。

(3) 市民等との協働を目指す計画

市民等と市が相互協力・連携のもとで、より魅力あるまちづくりを進めるため、それぞれの主体がどのような役割を担うのかを明確にした、市民等との協働を目指す計画とする。

6 第6次総合計画の全体構成と計画期間

第6次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成とする。

(1) 基本構想

①構成

基本構想は、焼津市が将来目指そうとする理想の姿（ビジョン）を示すことから、その構成は「基本理念」と「将来都市像」とする。

②期間

大きな社会・経済情勢の変化等を背景に、ビジョンそのものの見直しが必要になった場合には、見直しを可能とするものである。

(2) 基本計画

①構成

基本計画は、基本構想の実現に向けた行政活動の基本となる政策・施策と、市長の市政運営の方針を反映した政策・施策及び戦略プロジェクト等で構成する。

②期間

目標期間は、「8年間」とし、計画の実施期間は、「前期4年間」と「後期4年間」で設定する。

(3) 実施計画

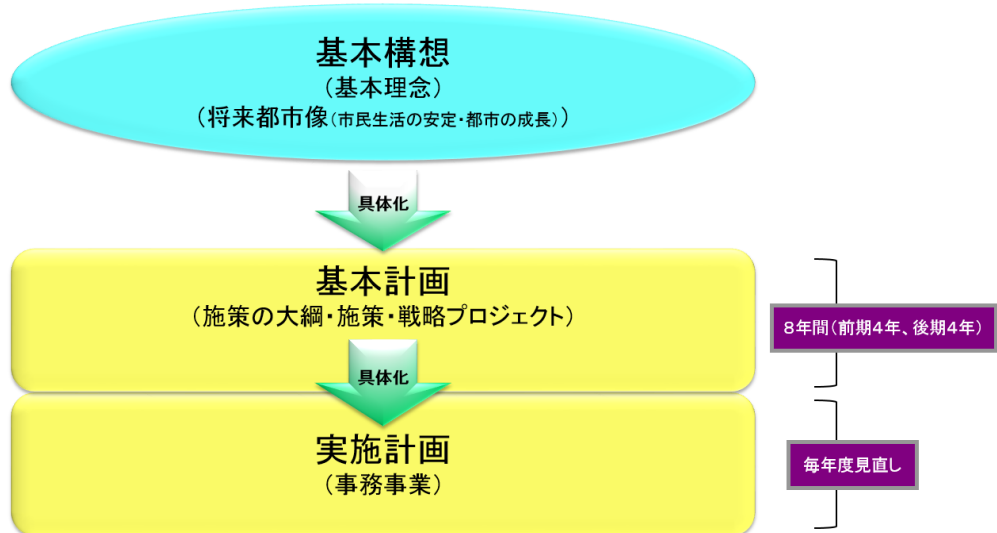
①構成

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事務事業として、財政事情を考慮して事業計画を策定することとする。

②期間

実施計画は、財政状況の変化等を勘案して毎年度事務事業の見直し（PDCA）を行う。

「次期総合計画体系図のイメージ」



計画期間

年度	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想	-----▶							
基本計画	基本計画（目標期間 8 年間）							
	← 前期（4 年間）				← 後期（4 年間）			
実施計画	毎年度見直し				毎年度見直し			

7 策定体制（別紙1参照）

（1）市民等の参加

市民等と市が相互協力・連携のもとで、より魅力あるまちづくりを進めるため、策定段階から広く市民等の意見や提案を反映するように努める。

- ① 市民意識調査（アンケート調査）
- ② 小中学生まちづくりワークショップ
- ③ 各種団体等との意見交換会
- ④ まちづくり意見募集（パブリックコメント、Eメール）
- ⑤ 総合計画策定市民会議（「以下（市民会議）」）※無作為抽出による募集
- ⑥ 総合計画等審議会への市民委員公募（5人以内）

（2）庁内策定体制

焼津市行政経営会議設置要綱に基づく、庁内体制とする。

①行政経営会議

行政経営会議（市長、副市長、教育長、病院事業管理者、政策主管部長、関係部長）は、第6次総合計画案について審議・協議するとともに、必要に応じて施策課長会議に意見・指示を行い、第6次総合計画案を確定する。

②施策課長会議

施策課長会議（施策主管課長、関係課長）は、基本構想素案の検討及び市民会議等の意見を踏まえた基本計画案を策定する。

③策定プロジェクトチーム

策定プロジェクトチーム（主査級）は、市民会議に参加し参加市民と共に基本構想及び基本計画の素案づくりを行う。

（3）審議会

焼津市総合計画等審議会条例に基づき、第6次総合計画の策定に関する市長の諮問に応じ、調査・審議し答申する。

（4）事務局

第6次総合計画の策定に関する事務は、未来創造部政策企画課で行う。

8 情報公開

第6次総合計画の策定経過は、市広報及びホームページ等を活用し、資料等の情報公開を行う。

9 スケジュール

別紙2のとおり

第 6 次焼津市総合計画策定体制

